

実費弁償支給に関する条例（昭和31年清水町条例第43号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後				改正前			
別表				別表			
車賃 (1kmにつき)	鉄道賃及び船賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	車賃 (1kmにつき)	鉄道賃及び船賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
37円	実費	5,000円	7,000円	20円	実費	5,000円	7,000円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。